

新型コロナウイルス感染症に関する給付金のご請求書類について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、医療機関等への入院だけでなく、医療機関の事情等により医師または保健所の指示で自宅またはホテル等の臨時施設で治療を受けられた場合（以下「みなし入院」といいます）も、入院給付金等のお支払い対象としてお取り扱いしています。

これまでは、「みなし入院」の入院給付金等のご請求にあたり、「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」がわかる証明書として、「保健所・自治体が発行する証明書」（以下「療養証明書」）をご提出いただいていたおりましたが、医療機関や保健所における更なる負担軽減を進める観点から、原則として「療養証明書」の発行を求めず、代替書類でご請求いただける取扱いに変更いたします。

「療養証明書」の代替書類については、以下のとおりです。

これまでの取扱い ※1	2022年9月2日以降の取扱い ※1
1) 「My HER-SYS」の画面のスクリーンショット（氏名・生年月日・傷病名 新型コロナウイルス感染症の記載があるもの） 2) 「宿泊・自宅療養証明書」や「就業制限通知書」等	1) 同左 2) 以下いずれかの書類 （可能な限り「My HER-SYS」でのご請求をお願いします） ・ <u>新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果（氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）</u> ・ <u>自治体の健康フォローアップセンター※2の受付結果（氏名の記載があるもの）</u> なお、保健所・自治体から発行された、「宿泊・自宅療養証明書」が既にお手元にある場合、当該書類でご請求いただけます。

※1 療養期間が12日以上となった場合、上記の証明書に加えて、療養期間がわかる証明書のご提出をお願いします。

※2 自治体ごとに名称が異なるため、お住まいの自治体の名称をご確認ください。

なお、入院給付金をご請求いただく際は、手続き方法に応じて、別途、給付金請求書・治療状況報告書（新型コロナウイルス感染症専用）等、必要な書類がございます。詳しくは当社ホームページでご確認ください。

※当社ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応について

<https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/response.htm>